

座間味村地域商品券



12月1日(木)から交付・利用開始!

マイナンバーカードの普及促進を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策による影響や自粛等により休業等を余儀なくされた村内事業所への支援及び村民への家計支援を行うことにより、村内の経済回復を図ることを目的に座間味村マイナンバーカード普及促進地域商品券給付事業を実施いたします。



マイナンバーカード提示で1人様
10,000円分の商品券を交付いたします

商品券の交付: 令和4年12月1日～令和5年1月31日

商品券の利用: 令和4年12月1日～令和5年2月28日

交付条件 ①

令和4年10月31日までにマイナンバーカードを取得(運用中のものに限る。以下同じ。)し、令和4年9月1日(以下「基準日」という。)時点で村内に住所を有する者。ただし、令和4年9月1日中に村外に転出した者は、対象外とする。

交付条件 ②

本村に住所を有し、マイナンバーカードの交付申請を行い、地方公共団体情報システム機構に申請受理された者(基準日の翌日以降に転入又は出生した子を含む。)で、**令和5年1月31日までにマイナンバーカードを取得した者**

交付条件 ③

基準日の翌日以降に本村に転入した者のうち、マイナンバーカードの継続利用手続を令和5年1月31日までに実施した者

※商品券の受取りは、**原則本人のみ**(未成年者除く)となり、マイナンバーカードをご提示いただいで交付となります。

お問い合わせ先



マイナンバーカードに関して
地域商品券に関して

住民課 098-896-4045
総務課 098-987-2311